

令和5年度第1回 始良・伊佐保健医療圏地域医療構想調整会議

日時 令和5年7月27日(木) 18:30~ 20:30
場所 始良・伊佐地域振興局霧島庁舎2階大会議室

会 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 始良・伊佐保健医療圏の概要について <資料1>

4 協議事項

(1) 公立病院経営強化プランについて <資料2>

- ・ 県立始良病院

(2) 2025年に向けた具体的対応方針について(病院) <資料3>

- ・ 隼人尚愛会病院
- ・ 霧島記念病院
- ・ あいらの森ホスピタル
- ・ 国分中央病院

他(計12病院)

(3) 2025年に向けた具体的対応方針について(有床診療所) <資料4>

- ・ 国分外科胃腸科

他(計42医療機関)

(4) 紹介受診重点医療機関について <資料5>

- ・ 南九州病院

(5) 外来医療計画について <資料6>

5 閉 会

~参考資料~

参考資料1	地域医療構想の進め方について(国通知)
参考資料2	紹介受診重点医療機関について(国通知)
参考資料3	地域医療構想 具体的対応方針に関する協議状況

**令和5年度 第1回
始良・伊佐保健医療圏地域医療構想調整会議 出席者名簿**

	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	始良地区医師会	会 長	佐 藤 昭 人	
2	伊佐市医師会	会 長	水 間 良 裕	
3	始良地区歯科医師会	会 長	竹ノ内 哲	
4	始良地区薬剤師会	会 長	山 崎 貴	
5	鹿児島県看護協会	始良・伊佐 地区長	三 島 潤 子	
6	霧 島 市	市 長	中 重 真 一	
7	始 良 市	市 長	湯 元 敏 浩	代理出席 (保健福祉部長) 前 藺 智 雄
8	湧 水 町	町 長	池 上 滝 一	
9	伊 佐 市	市 長	橋 本 欣 也	
10	県立北薩病院	院 長	田 中 修 也	
11	霧島市立医師会医療センター	院 長	河 野 嘉 文	
12	加治木温泉病院	院 長	夏 越 祥 次	
13	独立行政法人国立病院機構 南九州病院	院 長	久 保 田 伊 知 郎	
14	隼人温泉病院	院 長	岩 城 政 秋	
15	医療法人 栄和会 (寺田病院)	理 事 長	寺 田 步	
16	全国小規模多機能 居宅介護事業者連絡会	副代表	黒 岩 尚 文	
17	鹿児島県保険者協議会	副会長 (南日本銀行健康保険 組合常務理事)	本 田 親 則	
18	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部	部 長	中 尾 洋 一	

任期: 令和5年4月1日～令和7年3月31日

**令和5年度 第1回
始良・伊佐保健医療圏地域医療構想調整会議**

<協議対象医療機関・代表者名簿>

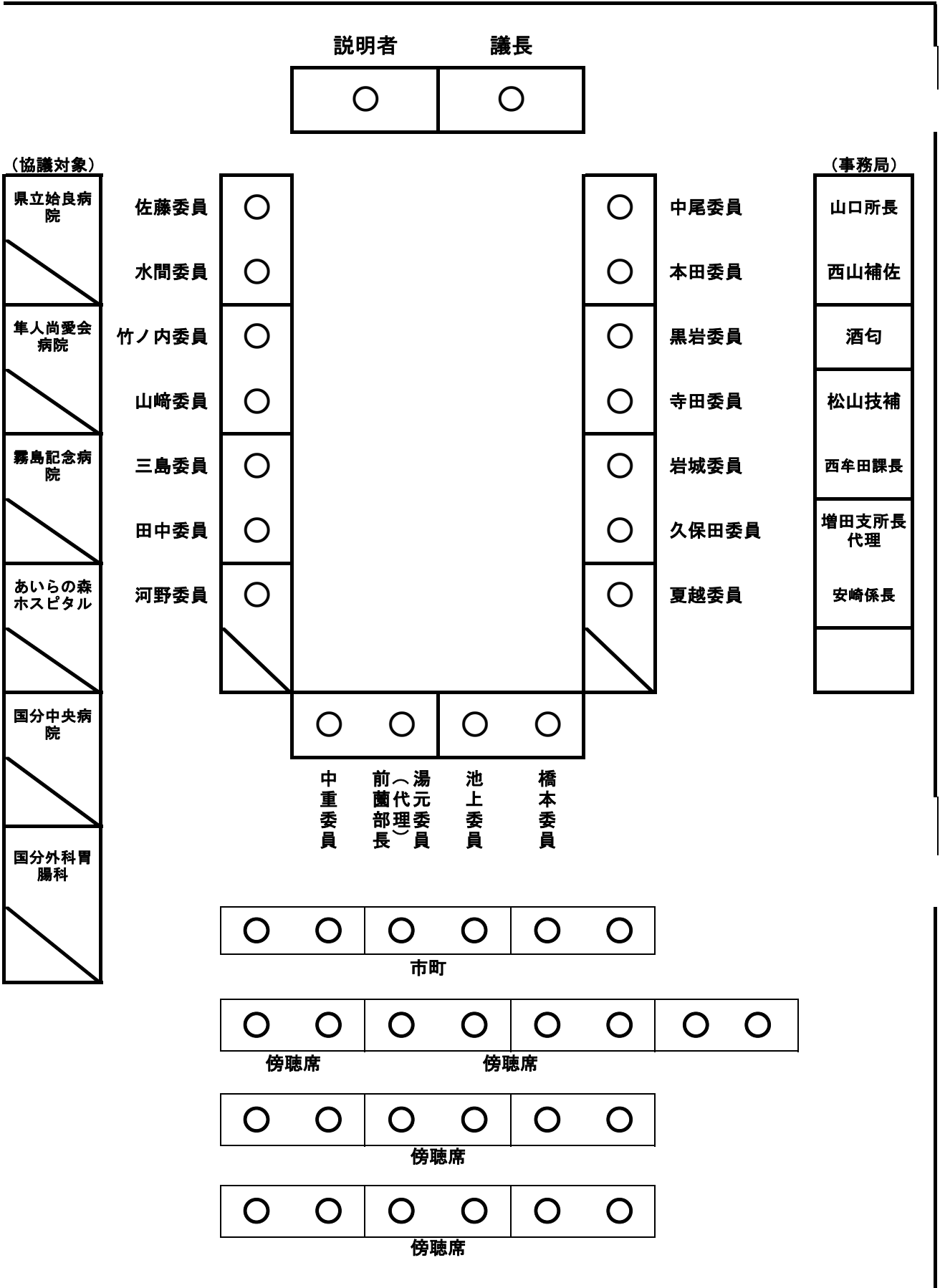
	医療機関名	職名	氏名	備考
1	県立始良病院	副院長	堀 切 靖	
2	隼人尚愛会病院	事務長	川 井 田 祐 一 郎	
3	霧島記念病院	理事長	平 原 一 穂	
4	あいらの森ホスピタル	理事長	永 田 智 行	
5	国分中央病院	理事長	藤 崎 剛 斎	
6	国分外科胃腸科	院長	岩 谷 眞 宏	

<事務局>

	所属	職名	氏名	備考
1	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部健康企画課	課長	山 口 文 佳	
2	〃	技術補佐兼健康増進係長	松 山 智 美	
3	〃	課長補佐兼企画管理係長	西 山 輝	
4	〃	保健技師	福 田 眞 奈 美	
5	〃	保健技師	酒 匂 志 保	
6	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	課長	西 牟 田 純 一	
7	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部(大口保健所)	支所長代理	増 田 百 合 香	
8	〃	保健係長	安 崎 眞 紀	

令和5年度 第1回 始良・伊佐保健医療圏地域医療構想調整会議 座席図

令和5年7月27日(木) 18時30分～20時30分
始良保健所2階大会議室



始良・伊佐保健医療圏地域医療構調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号，以下「法」という。）第30条の14の規定に基づき，鹿児島県地域医療構想（以下「構想」という。）において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の構想の達成を推進するために必要な協議を行うため，始良・伊佐保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 調整会議は，前条の目的を達成するために，次の事項について検討する。

- (1) 始良・伊佐医療圏における地域医療構想に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は，委員16人以上20人以内で組織する。

2 委員は，法第30条の14に掲げる者その他の関係者のうちから始良・伊佐地域振興局長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は，2年とする。

- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期は，前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は，辞任又は任期満了後においても，後任者が就任するまでは，その職務を行わなければならない。
- 4 委員は，再任を妨げない。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に議長1名及び副議長1名を置き，委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は，会務を総理し，調整会議を代表する。
- 3 副議長は，議長を補佐し，議長に事故あるとき，又は議長が欠けたときは，その職務を代理する。

(調整会議)

第6条 調整会議は，議長が招集する。

- 2 調整会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は，調整会議の議事を整理する。

(専門部会)

第7条 調整会議に，専門的な事項について調査研究するため，必要な専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は，議長がこれを招集する。
- 3 第4条，第5条及び第6条第2項から第3項までの規定は，専門部会について準用する。この場合において，これらの規定中「調整会議」とあるのは「専門部会」

と、「委員」とあるのは「部会員」と、「議長」とあるのは「部会長」と、「副議長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

4 専門部会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(委員等の代理出席)

第8条 委員又は部会員がやむを得ない事情により出席できない場合においては、そのものが指定し、これを議長又は部会長が承諾した者について、代理出席させることができる。

(関係者の出席等)

第9条 調整会議又は専門部会において必要があると認めるときは、議長又は部会長は、学識経験を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償費及び旅費)

第10条 委員（代理出席者を含む。）には、「報償費」及び「普通旅費」を支給することができる。

(庶務)

第11条 調整会議の庶務は、始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部健康企画課で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

1 この要綱は、平成28年12月12日から実施する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、初回の委員の任期は平成30年度末までとする。